



「後期高齢者医療保険料 延滞金減免申請」の対象者

次の各号のいずれかに該当する場合

- (1) 被保険者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にあったとき。
- (2) 被保険者又はその者と生計を一にする者が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による扶助を受けているとき。
- (3) 被保険者が破産手続開始の決定を受けたとき。
- (4) 被保険者が法令により身体の拘束を受けた場合において、納付することができない事情があったとき。
- (5) 納付通知書の送達の実状を知ることができない正当な理由があったとき。
- (6) 被保険者又はその者と生計を一にする者が失業、休廃業又は事業不振により生活が困難であるとき。
- (7) 被保険者又はその者と生計を一にする者がその財産の全部若しくは大部分に対し滞納処分、強制執行、競売の開始、仮差押等がなされているため、納付資金の調達が著しく困難な状況にあるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、納付資金の調達が著しく困難であってやむを得ない事情があると認められるとき。